

道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について

《 道交法一部改正のポイント 》

■ 道路交通法一部改正の概略 ■

「改正道路交通法」が、令和2年6月2日に可決・成立し、6月10日に公布された。施行日は、「あおり運転」に関しては公布から20日経過後、第二種免許等の受験資格の見直し及び高齢運転者対策は2年以内にそれぞれ施行される。本改正により、第二種免許等の受験資格が見直されるほか、社会問題化するあおり運転に罰則が設けられた。また、事故対策として、75歳以上で一定の違反歴のある人には運転技能検査が義務付けられた。

【 大・中型免許、19歳から 】

道路交通法の一部を改正する法律 第二種免許等の受験資格の見直し

- 特別な教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を緩和する。
(19歳以上、普通免許等1年以上に)
- 21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、基準に該当する違反を行った場合(※)は、講習の受講を義務付ける。(受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取り消す。)
※ 違反点数が一定の基準に達した場合を予定

現 行

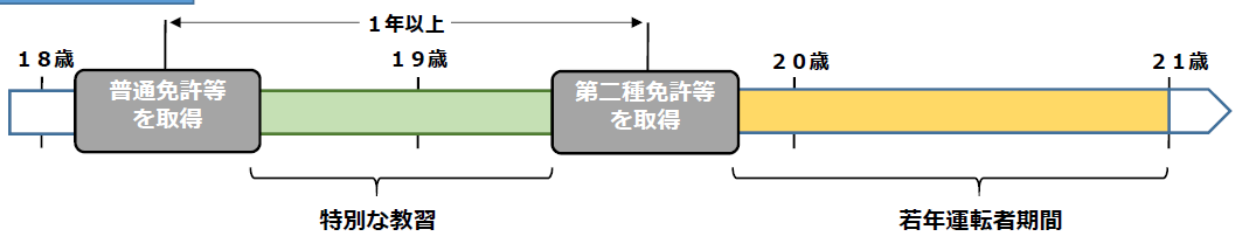
○ 受験資格

- ・ 第二種免許・大型免許
…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- ・ 中型免許
…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上

○ 受験資格の特例

- ・ 旅客自動車教習所の教習修了者等(第二種免許)
…21歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- ・ 自衛官(大型免許・中型免許)
…19歳以上(普通免許等の保有不要)

改正の概要



トラック業界等の深刻なドライバー不足に対応し、現在の受験資格は、一種の大型免許と二種免許が「21歳以上で普通免許などの保有歴3年以上」、第一種の中型免許は「20歳以上で2年以上」となっているが、年齢と保有歴を緩和する。

特例措置は、運転技能などに関する特別な教習を修了することが条件。また、安全確保などの観点から、特例取得者が現行の取得可能年齢(大型・二種免許21歳、中型20歳)までに違反が一定基準に達した場合は講習の受講を義務付ける。

これを受けない場合は免許を取り消す措置も規定する。

なお、特別教習の時間数については、実験教習等を経て決定される。

【 あおり運転・高齢運転者関係 】 ※

あおり運転

①他の車両の通行を妨害する目的で、
一定の違反をする行為 = **あおり運転**

- ・ 車間距離を詰める
- ・ 急ブレーキをかける
- ・ 割り込む など

懲役 **3年**
罰金 **50万円**
以下

②①によって著しい危険を生じさせた場合

- ・ 高速道路での停車
- ・ 一般道での物損事故
など

懲役 **5年**
罰金 **100万円**
以下

③免許取り消しの対象に追加

高齢運転者対策

①75歳以上で一定の違反歴のある人は、
運転免許証更新時に運転技能検査を受検

→検査結果が一定の基準に達しない場合、
自動車の免許証を更新しない

②申請があった場合、**安全運転サポート車
限定などの免許を与える**

改正道路交通法に新設された「妨害運転罪」（いわゆる「あおり運転」）について、他の
車両の通行を妨害する目的で

- ▽車間距離を詰める
- ▽急ブレーキをかける
- ▽割り込む

などの一定の違反をする行為と規定。罰則は、3年以下の懲役または50万円以下の罰
金とした。

妨害運転罪によって高速道路で相手の車を停止させたり、一般道でも物損事故を起こさ
せたりするなどの著しい危険を生じさせた場合は、より重い5年以下の懲役または100
万円以下の罰金とした。行政処分も厳しくし、免許取り消しの対象に追加した。

妨害運転罪は、2017年に東名高速道路で夫婦が死亡した事故などが契機となり社会
問題化。しかし、これまでの道交法にはあおり行為を罰する規定がなく、警察庁が検討を
進めていたもの。

一方、昨年4月に東京都豊島区で母子が死亡するなど高齢運転者による事故も続発し、
現在の運転免許制度の見直しを求める声が強まっていた。

このため改正道路交通法では、75歳以上で一定の違反歴のある運転者について、運転
免許証の更新時に実車での運転技能検査を義務化。結果が一定の基準に達しないと自動車
の免許証を更新しない。

また、運転者から申請があれば、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車に限
定する免許を与えるなどとした。

※下記サイトより引用

時事ドットコムニュース (https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_police-kotsu20200303j-01-w400)